

鹿ノ台・いきいき街づくり会

世話人会・規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は「鹿ノ台・いきいき街づくり会・世話人会」と称し(以下 本会と称する)、事務所を奈良県生駒市鹿ノ台南2丁目3番地5(鹿ノ台自治連合会事務所内)に置く。(但し、連絡先として委員長の住所を用いることもできる。)

(目的)

第2条 1. 本会は、鹿ノ台地区を中心とする住民が、「共生」「共感」「利他」の心を持ち、「交流」「支え合い」をし、いきいきとした価値ある街になるように貢献する。
2. 鹿ノ台自治連合会、関係行政機関、周辺地域と連携を図り地域活動を行う。
3. 営利を目的としない。

(組織)

第3条 1. 本会は、鹿ノ台地区中心の住民のボランティアの世話人をもって構成する。但し、本会の活動に鹿ノ台地区以外の住民の参加を妨げるものではない。
2. 自治連合会と本会は理念を共有し、互に連携・協働的に活動する。
3. 本会は、世話人(複数名)と世話人から選ばれる役員(複数名)からなり、世話人会と役員会で構成される。

(事業運営)

第4条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業等を行う。
1. 文化・運動的活動を通して、住民間のコミュニケーションを向上させ、住民の絆や満足感を育み、健康増進を図る活動。
2. 1項の活動が有効に行え、自由度が高く、人が集まり易い空間を供する活動。
3. 住民が快適に生活できるように、送迎支援や各種生活サービスをする活動。
4. 環境に優しい地域を造る活動。
5. 広報の新しいあり方を求める活動。
6. 本会は随時、関係する行政、自治連合会、地域の各種委員会、地域の諸団体等との連携を図りながら活動する。
7. 行政からの本事業等に関する依頼業務。
8. その他 本会を推進する活動。

(役員と委員の選出)

- 第5条 1. 役員は前年度の本会構成の世話人から選出される。
2. 世話人は新年度の役員会の推薦で構成される。

(役員)

- 第6条 1. 目的達成のため、本会に次の役員を置く。
- | | |
|-----------------------|-----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 複数名 |
| (会計・広報・書記等を兼ねることができる) | |
| 会計 | 1名 |
| 広報 | 1名 |
| 書記 | 1名 |
| 自治連合会連携担当 | 1名 |
| 特命役員 | 複数名 |
2. 上記役員以外に会計監査1名を置く(鹿ノ台自治連合会会計担当が兼務)

(任期)

- 第7条 本会役員の任期は3年とし、再選を妨げない。

(退会)

- 第8条 世話人の退会は、委員長に連絡する事。

(会議及び総会)

- 第9条 1. 定期的な世話人会議および役員会議を行う。
2. 会議の議事は出席者の過半数により決定される。
3. 事業報告、次年度概要計画、役員の任免等は世話人会にて決定し、自治連合会に報告する

(運営費)

- 第10条 本会の運営費は、鹿ノ台自治連合会からの補助金、各種助成金、協賛金、寄付金などで運営する。

(会計年度)

- 第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

(会則の変更)

- 第12条 本会規約の変更は、世話人会の出席者の2分の1以上の賛成で変更できる。

- 附則 この規約は平成26年4月1日から実施する。
- 改則1 H27.4.1
- 改則2 H28.4.1
- 改則3 H31.4.1
- 会則4 R2.4.1 (第2条1項の一部、第4条3項を部分修正)